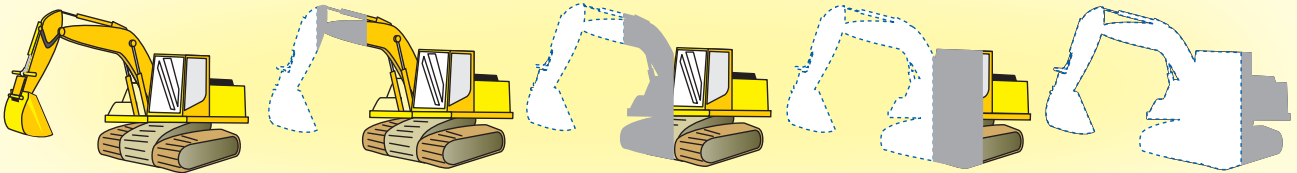


# 申告の手引き

## 固定資産税（償却資産）



市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について申告していただくこととなります(地方税法第383条〈固定資産の申告〉)。つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、期限までにご提出ください。



宜野湾市役所 税務課

電話 (098) 893-4411 (代表)

FAX (098) 892-7022

※ この手引き、申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）・（減少資産用）は、宜野湾市のホームページよりダウンロードできます。（トップページ「申請書ダウンロード」→「税務課」）

# 申告書の提出について

## (1) 申告書の提出期限

毎年 1 月 31 日

(※期限近くになりますと窓口が大変混雑します。  
お早めにご提出くださいますようお願いいたします。)

**個人事業主の皆さまへ**

申告の際、本人確認書類の提示  
(提出)が必要です！詳細はP3へ

## (2) 提出書類

該当する対象者		必要な提出書類	参照ページ
今回、はじめて 申告される方	該当する資産のある方	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)	13 14
	該当する資産のない方	償却資産申告書	13
前年において 申告されている方	前年中に資産の増減があつた方	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)	13 14 15
	資産の増減がなかった方	償却資産申告書	13
前年において 廃業・解散・ 市外移転され た方	引き続き市内に資産のある方(個人を廃業し法人となられた方など)	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)	13 14
	市内に全く資産のなくなった方	償却資産申告書	13

### ワンポイント 償却資産申告の注意点

- ※ 廃業・解散・市外移転・該当資産がない場合も、必ず提出してください。提出されない場合、未申告者として扱われることもありますので、ご注意ください。
- ※ 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。
- ※ 電算申告していただく場合は、申告書・種類別明細書ともに、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。なお、自社作成の申告書で申告される場合は、用紙サイズはA4でご提出くださるようお願いいたします。
- ※ 申告は、eLTAX(エルタックス)での提出も可能です。ご利用にはeLTAXに対応したソフトウェアや電子証明が必要となります。ご利用の際は、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)から手続きしてください。
- ※ 個人事業主の氏名や住所の変更がある場合は、変更前・変更後の内容が記載されている住民票等を添付くださるようお願いいたします。(本市住民登録者は除く)

# マイナンバー制度について 1

## マイナンバー制度導入に伴い、 下記についてご注意ください！



マイナンバー

- ① 償却資産申告書へ個人番号(マイナンバー)または法人番号を記入してください。

平成 年 月 日 平成 年度  
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

1 住所 (又は納税通知書送付先) 氏名 法人番号	2 電話番号	3 個人番号又は法人番号	4 事業種別 (国税庁の別表)	5 平成開始年月	6 事業開始年月	7 短期償却年数の承認	8 増加償却の届出	9 非課税該当資産	10 課税標準の特例	11 特別償却又は特別記載
------------------------------------	--------	--------------	--------------------	----------	----------	-------------	-----------	-----------	------------	---------------

受付印

第26号様式(償却台帳)

・ 個人事業主は個人番号(マイナンバー)を記入してください。個人番号(マイナンバー)は、平成27年10月から住民票の住所に、簡易書留で通知されています。

・ 法人番号は、平成27年10月から登記上の本店所在地に通知が郵送されています。※法人の支店・事業所等や個人事業者は対象ではありません。

その他項目の記入方法は、【申告の手引き】P13へ

- ② 申告書提出の際に、個人番号(マイナンバー)と提出者の本人確認が必要です。 ※法人は不要

- ・ マイナンバー法に基づき、個人番号(マイナンバー)確認書類及び、提出者の本人確認書類の提示(もしくは提出)が必要です。
- ・ 事業主本人が申告書を提出する場合と、代理人が提出する場合で、提示書類(もしくは提出書類)が異なりますのでご注意ください。


詳細は次のページへ

# マイナンバー制度について2

## 申告書提出の際は、

下記書類のご準備をお願いします (法人は除く)

### 事業主が申告書を提出する場合

	個人番号(マイナンバー)の確認	本人確認
窓口 ・ 郵送	 <p><b>マイナンバーカード(個人番号カード)</b> ※写真付きのカードです。1点で番号と提出者の本人確認ができます。</p>	
	<p>下記書類より 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード(※1)</li> <li>・住民票</li> </ul> <p>※個人番号(マイナンバー)記載あり</p>	<p>下記書類より 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・当市で印字された申告書</li> </ul>
電子 申告 (eLTAX)	<p>下記書類のイメージデータ(PDF等)を1点添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード(個人番号カード) ※個人番号(マイナンバー)記載面</li> <li>・通知カード(※1)</li> <li>・住民票</li> </ul> <p>※個人番号(マイナンバー)記載あり</p>	<p>不 要</p> <p>※電子証明書等により確認できるものとする。</p>

※郵送で提出する場合、写しを添付してください。(「当市で印字された申告書」は除く)

(※1)「通知カード」とは、平成27年10月から住民票の住所へ簡易書留で発送されているものです。

### 代理人が申告書を提出する場合

	事業主の個人番号(マイナンバー)の確認	提出者(代理人)の本人確認	代理権の確認
窓口 ・ 郵送	<p>下記書類より 1点(写し可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主のマイナンバーカード(個人番号カード) ※個人番号(マイナンバー)記載面</li> <li>・事業主の通知カード(※1)</li> <li>・事業主の住民票</li> </ul> <p>※個人番号(マイナンバー)記載あり</p>	<p>下記書類より 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出者(代理人)のマイナンバーカード(個人番号カード)</li> <li>・提出者(代理人)の運転免許証</li> <li>・提出者(代理人)の税理士証票</li> </ul>	<p>税務代理 権限証書 もしくは 委任状</p>
	電子 申告 (eLTAX)	<p>下記書類のイメージデータ(PDF等)を1点添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主のマイナンバーカード(個人番号カード) ※個人番号(マイナンバー)記載面</li> <li>・事業主の通知カード</li> <li>・事業主の住民票</li> </ul> <p>※個人番号(マイナンバー)記載あり</p>	<p>不 要</p> <p>※電子証明書等により確認できるものとする。</p>

※代理権の確認書類は、写しではなく原本を提出してください。

(※1)「通知カード」とは、平成27年10月から住民票の住所へ簡易書留で発送されているものです。

## (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもので次のような資産です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面(マンション等の駐車場舗装も含む)、庭園、人工芝、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場ネット・設備、煙突、その他土地に定着する土木設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、テナントが施工した内装・内部造作等(次ページ「(2)家屋と償却資産の区分」をご参照ください)
2	機械及び装置	旋盤・ボール盤等の工作機械、コンプレッサー等の産業機械、コンベア等の運搬装置、印刷機械、食料品機械、冷凍庫、モーター、ポンプ、クリーニング設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブル含む)、太陽光発電設備等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船、モーターボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの大型特殊自動車(車両番号が0又は9で始まるもの)、構内運搬車、貨車、客車等(自動車税・軽自動車税が課税されているものは除く。フォークリフトでも小型特殊自動車に該当するものは申告の対象となりませんので、ご注意ください)
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、広告看板(ネオンサイン)、事務用機器、医療機器、測定・検査工具、金型、理容及び美容機器、娯楽機器、電気機器、ガス機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、家具(事務机)、レジスター、自動販売機等

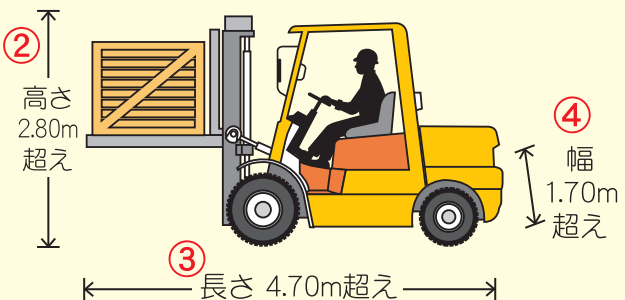
### ワンポイント 償却資産の対象となる大型特殊自動車

①～⑥のどれか一つを満たす場合償却資産の対象となります

① 自動車の分類番号

大型特殊自動車	9, 90-99, 900-999
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの	0, 00-09, 000-099

沖縄 90  
あ 12-34



⑤ 農耕作業用自動車においては速度35km毎時以上のもの

⑥ 農耕作業用自動車以外のもので速度15km毎時以上のもの

# 償却資産とは2

## (2) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。税務会計上、建物として一括で減価償却していても、地方税法上家屋の評価に含まれない建物附属設備は償却資産の課税客体となりますので、漏れなくご申告ください。

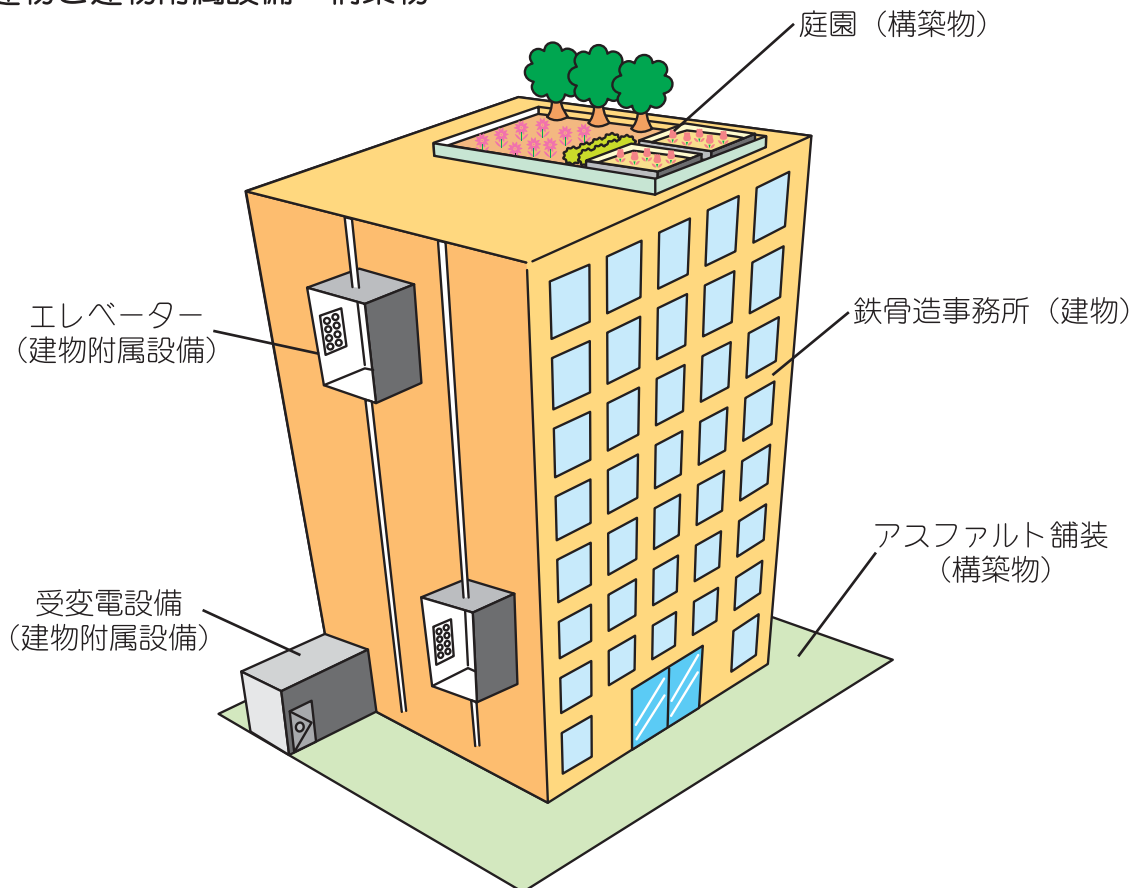
### 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、6ページ「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

### 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けたい内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

### ※ 建物と建物附属設備・構築物



## 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
内装・造作	床・壁・天井仕上・店舗造作等	工事一式	○			◎	
電気設備	受・変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎	
	中央監視設備	中央監視制御装置設備一式		◎		◎	
	電灯照明設備		ネオンサイン、投光器、スポットライト等屋外照明設備		◎		◎
			屋内一般照明器具、シャンデリア等屋内照明設備	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備、屋外電灯配線		◎		◎
			上記以外の設備、屋内電灯配線	○			◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	拡声設備		マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	インターホン設備		インターホン機器 ※1		◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
I T V 設備		受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
火災報知設備		設備一式	○			◎	
給排水設備		屋外設備、引込工事		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
給湯設備		局所式給湯設備(湯沸器等)		◎		◎	
		中央式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用、洗面所用等)	○			◎	
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
衛生設備		設備一式	○			◎	
換気設備		設備一式	○			◎	
避雷設備		設備一式	○			◎	
空調設備		ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ、屋外消火栓、屋外貯水槽等		◎		◎	
		家屋と構造上一体となっている消火栓、スプリンクラー設備、火災警報装置等	○			◎	
運搬設備		工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎	
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

※1 平成26年1月2日以降取得のインターホン機器は、家屋とインターホン機器の所有者が同じ場合、家屋の対象となります。

# 償却資産の申告について 1

## (1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、宜野湾市内に事業用償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 宜野湾市内に事業用として貸付けている資産(リース資産)をお持ちの方  
(所有権移転外リースの場合は、償却資産を所有している貸主の方からの申告が必要です。但し、所有権移転リースの場合は、原則として借主の方が申告していただく必要があります。)
- イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- エ 償却資産を共有されている方(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。(例:宜野湾太郎 外2名))

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

※ 前年度の申告内容に異動がない(増減資産がない)場合でも、必ず申告書を提出してください。

## (2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産(4ページ参照)で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 簿外資産(会社の帳簿には記載されていないが、事業の用に供しているまたは供することができる状態のもの)
- イ 償却済み資産(減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産)  
→取得価額の5%の額を評価額とします。
- ウ 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- エ 未稼働資産(まだ稼働はしていないが、すでに完成している資産)
- オ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- カ 割賦購入資産で完済していない資産
- キ 職員・社員の福利厚生用の資産
- ク 他の事業者にも事業用の資産として貸し付けているもの(リース資産)。

## (3) 賃借人(テナント)等が取り付けた内装・造作、建築設備等の資産

賃借人(テナント)等が取り付けた内装・造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人(テナント)等が償却資産としてご申告ください。(詳しくは5・6ページ参照)

## (4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例:小型フォークリフト)
- イ 無形固定資産(例:特許権、実用新案権、ソフトウェア、鉱業権、漁業権等)
- ウ 繰延資産
- エ 棚卸資産
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満のもの



# 償却資産の申告について2

## (5) 少額の減価償却資産の取扱いについて

取得価額が同じでも、固定資産税(償却資産)の申告が必要かどうかについては、会計処理(償却方法)の選択によって異なります。地方税法及び地方税法施行令で償却資産の申告対象外と規定される、いわゆる「少額資産」とは、①取得価額10万円未満の資産で一時に損金算入したもの②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却を選択したものをいいます。

○…申告対象 ×…申告対象外

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却(※1)	○	○	○	○
中小企業特例(※2) (租税特別措置法第28条の2、第67条の5により損金又は必要経費に算入した資産《即時償却》)	○	○	○	
一時損金算入 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので、一時に損金又は必要経費に算入した資産)	×			
3年一括償却 (一括して3年間で損金又は必要経費に算入した資産《一括償却》)	×	×		

※1 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2 取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

## (6) 申告上の注意事項

- ア 賦課期日は、毎年1月1日ですので、前年決算期以降1月1日までの資産の増減についても、漏れがないようご注意ください。
- イ 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価額(圧縮や下取金額の差し引きをしない額)で申告してください。
- ウ 店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明な資産は見積価額で申告してください。

## (7) 国税との取扱いの相違点

項目	固定資産税(償却資産)	国税(法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	制度なし	制度あり
増加償却 (法人税法施行令第60条) (所得税法施行令第133条)	制度あり	制度あり
耐用年数短縮適用資産 (法人税法施行令第57条) (所得税法施行令第130条)	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額1円まで

# 申告から課税までのながれ 1

## (1) 税額の算出方法

課税標準額 × 税率 (1.4%) = 税額 ※ 税額は100円未満切捨て

## (2) 課税標準額とは

固定資産評価基準に基づき、個々の資産の取得価額を基準として取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮し評価額を求め、合計額を課税標準額とします。

※ 課税標準額は1,000円未満切捨て

## (3) 評価額の算出方法

- ① 資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
- ② 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額 × 前年中取得の減価残存率 (1 - r / 2) = 評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額 × 前年前取得の減価残存率 (1 - r) = 評価額

※ 毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は5%でとどめます。

### ワンポイント 計算例

取得価額250,000円、取得時期平成20年3月、耐用年数4年の場合

(前年中取得の減価残存率・・・0.781)

(前年前取得の減価残存率・・・0.562)

平成21年度 250,000円 × 0.781 = 195,250円

平成22年度 195,250円 × 0.562 = 109,730円

平成23年度 109,730円 × 0.562 = 61,668円

平成24年度 61,668円 × 0.562 = 34,657円

平成25年度 34,657円 × 0.562 = 19,477円

平成26年度 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※ 平成26年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなるので、以降12,500円で評価されます。

# 申告から課税までのながれ2

## 減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
年				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	∴	∴	∴	∴

## (4) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

## (5) 納期

1期	2期	3期	4期
4月	7月	12月	2月

4回の納期となります

## (6) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者本人及び本人の委任状を持参した代理人、納税管理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。

## (7) 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて調査を行っております。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。その際は、ご理解ご協力をお願いします。

なお、調査に伴い、申告漏れの場合等、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年を限度とします。

過年度分の課税が発生した場合は、一括で納付していただくこととなります。

### 不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有している方で、正当な理由が無く申告をしなかった場合は、地方税法386条及び宜野湾市税条例第75条の規定により、過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定による不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により一年以下の懲役又は罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

# 課税標準の特例について1

## (1) 太陽光発電設備に関する特例について

次の特例対象の設備は、固定資産税が課せられることになった年度から3年度分に限り、課税標準額が2/3に軽減されます。必要書類をご準備の上、ご申告ください。

自家消費型太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備） ※再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けている設備	対象資産	固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー設備 ※経済産業省より認定を受けている設備
地方税法附則第15条第33項第1号イ	条文	旧地方税法附則第15条第33項
平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	取得年月日	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日
わがまち特例 2/3(最初の3年分)	課税標準の特例率	2/3(最初の3年分)
10kw以上	出力	10kw以上
一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し	必要書類(※)	①経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備認定通知書』の写し ②電気事業者が発行する『太陽光電力受給契約確認書』の写し

(※) 取得価格が不明な場合、設備設置工事費が確認できる書類（工事請負契約書、領収書等）をご準備いただく場合があります。

### ワンポイント 太陽光発電設備の課税対象について

設備の所有者や出力数によって、課税対象となるか異なります。課税対象となる場合、申告が必要です。

○…課税対象 ×…課税対象外

所有者	出力数	
	10kw以上	10kw未満
個人(家庭用)	○ ※売電するための事業用資産とみなすため	×
個人(事業用) 法人(事業用)	○	○

## (2) 経営力向上設備に関する特例について

中小企業等が「中小企業等経営強化法」の施行日(平成28年7月1日)以降に取得した、経営力向上計画に記載のある経営力向上設備について、取得から3年度分の課税標準額が1/2に軽減されます。必要書類をご準備の上、ご申告ください。

対象資産	経済産業省(業種によっては他省庁)へ経営力向上計画を申請し、認定を受けた機械及び装置(※)	
条文	地方税法附則第15条第46項	
取得年月日	平成28年7月1日～平成31年3月31日	
課税標準の特例率	1/2(最初の3年分)	
必要書類	中小企業等の場合(リース取引以外)	リース会社の場合
	①経済産業省(業種によっては他省庁)から認定を受けたことがわかる『経営力向上計画の申請書及び認定書』の写し ②工業会等が発行する『中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書』の写し	①経済産業省(業種によっては他省庁)から認定を受けたことがわかる『経営力向上計画の申請書及び認定書』の写し ②工業会等が発行する『中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書』の写し ③公益社団法人リース事業協会が確認した『固定資産税軽減計算書』の写し ④『リース契約書』の写し

(※)対象設備例 **注意：認定を保障するものではありません。認定について詳細は、中小企業庁ホームページ等をご確認ください。**

- スタッド溶接機(製造業等)
- 産業用ロボット(製造業等)
- プレス機械装置(製造業等)
- ダイカストマシン(製造業等)
- 半導体検査装置(製造業等)
- バリ取り機(製造業等)
- 工業用マシン(製造業等)
- 外観検査装置(製造業等)
- N C 旋盤(製造業等)
- 精密加工装置(製造業等)
- 製本設備(製造業等)
- マシニングセンタ(製造業等)
- 平面研削盤(製造業等)
- レーザー加工機(製造業等)
- 射出成形機(製造業等)
- 可搬式発電機(製造業等)
- 3 D プリンタ(製造業等)
- 巻線機(製造業等)
- コンプレッサ(製造業等)
- 生ごみ処理機(卸売業、小売業等)
- 自動券売機(外食、中食等)
- ガソリンスタンド設備(小売業等)
- 自動計量包装値付機(小売業等)
- 皿選別装置(外食等)
- スライサー(外食、中食等)
- 包装機(食料品製造業等)
- 食器洗浄機(外食、中食、旅館、医療、介護、保育、障害福祉等)
- スチームコンベンションオープン(外食、旅館業等)
- 全自動洗濯乾燥機(医療、介護、保育、障害福祉等)
- 門型洗車機(自動車整備業等)
- 洗車洗浄装置(自動車整備業等)
- スポット溶接機(自動車整備業等)
- タイヤチェンジャー(自動車整備業等)
- オイル給排出システム(自動車整備業等)
- 塗装・乾燥ブース(自動車整備業等)
- フレーム修正機(自動車整備業等)
- 焼却炉(自動車整備業等)
- 建設用クレーン(船舶業、製造業等)
- 高所作業車(船舶業、建設業等)
- オートレーター(貨物自動車運送業等)

# 償却資産申告書の記載方法

## ＜取得価額＞

「前年前に取得したもの(イ)」、この額は前年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。  
 「前年中に減少したもの(ロ)」、(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。  
 この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。  
 「前年中に取得したもの(ハ)」、前年中に取得した資産の取得価額を記載してください。申告もれや、移動により受け入れられた資産についても、(イ)ではなく(ハ)に記載してください。  
 増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。

## ＜5 事業開始年月＞

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。

## ＜4 事業種目＞

事業の内容を具体的に(例：小売業)記載してください。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。

## ＜3 個人番号又は法人番号＞

個人の方は個人番号(マイナンバー)を記載してください。  
 ※左側を1文字空けて記載すること。  
 法人は法人番号を記載してください。

## ＜6 この申告に応答する者の係及び氏名＞

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。  
 ＜7 税理士等の氏名＞が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

## ＜7 税理士等の氏名＞

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

## ＜8～14 短縮耐用年数の承認等＞

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

## ＜15 資産の所在地＞

申告書の提出先と同一の区内にある事業所等の資産所在地を記載してください。また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記載し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。

## ＜16 借入資産＞

借入資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借入資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。

## ＜17 事業所用家屋の所有区分＞

該当する方を○で囲んでください。「15 市区町村内における事業所用家屋がある場合は、「15 市区町村内における事業所用家屋の所在地」の該当番号を記載してください。

## ＜18 備考＞

次のア～キのような事項を記載してください。  
 なお、書ききれない場合は、別用紙(様式自由)に記載してください。  
 ア. 前年中に資産の増減があった場合は、「増減あり」  
 イ. 前年中に資産の増減がなかった場合は、「増減なし」  
 ウ. 申告の対象となる資産がない場合は、「該当資産なし」  
 エ. 住所、氏名等に異動があった場合は、「異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考となる事項名等」  
 オ. 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等  
 カ. 前年中に廃業、解散、市外移転、市内事業所廃止された場合は、「年月日」を記入してください。個人から法人となった場合は「法人化」を記入してください。  
 キ. なお、売却された場合は「売却先の「名称、住所、電話番号、売却額等」も記入してください。  
 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

平成00年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

野高1丁目1番1号 893-4411  
 有限会社 太郎商会 代表取締役 野高太郎

取得価額	減価率	償却額	残存価額
6890500	800000	2000000	5000000
7966400	260000	500000	2500000
13450000	300000	13250000	27166900
28306900	1360000		

野高1-1-1 野高1-1-1 野高1-1-1  
 野高1-1-1 野高1-1-1 野高1-1-1  
 野高1-1-1 野高1-1-1 野高1-1-1

増減あり

電算申告される方以外は記入しないでください。

# 種類別明細書(増加資産・全資産用)記載方法

- ※ 前年度申告した方は、前年中に増加した資産を記入してください。
- ※ 今回初めて申告される方は、全資産を記入してください。
- ※ 法人税・所得税申告書に記載されている減価償却資産との整合性を保つようご注意ください。
- 法人…法人税申告書の別表 16(1)、16(2)、16(7)から記入します。
- 個人…所得税申告書収支内訳書の減価償却費の計算から記入します。

## ＜摘要＞

- 当該資産にかかる特記事項としてア～カのような事項を記載してください。
- 他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月
- 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示
- (例：短)
- ウ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
- (例：中)
- エ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- (例：増)
- オ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項
- (例：特349の3①)
- カ その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

平成〇〇年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)				株式会社 太郎商会	
資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却累計額	残価	備註
01	電気設備	14.22.6	800,000	15			
02	手指消毒器	14.15.10	260,000	9			
03	看板	14.22.12	300,000	5			H21.4 管理店
04							
05	電算申告される 方以外は記入 しないでください。						
06							
07							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小計			1,360,000				

注意 「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他のいずれかに○印を付けてください。

**ア 資産の種類**

資産の種類番号を記入してください

- 1 構築物・建物附属設備
- 2 機械・装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両・運搬具
- 6 工具・器具・備品

**ウ 資産の名称等**

資産の名称を記入してください。

**エ 取得年月**

年号(3.昭和4.平成)は資産を実際に取得した年月を記入してください。また改良費については、本体部の取得時期とは別に次の欄に「改良費」としてその改良を加えた年月を記入してください。

**エ 取得価額**

資産を取得するために要した金額(附属費を含む)を記入してください。なお改良費の支出分については、本体部とは別に支出した年度ごとに、また圧縮記帳をしたものについては、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。

**カ 耐用年数**

「減価償却資産の耐用年数に関する法令」に掲げる耐用年数を記入してください。

**カ 増加事由**

該当する理由を○で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古取得
- 3 移動取得
- 4 その他

13ページ償却資産申告書取得価額の(ハ)欄へ、資産の種類ごとに集計し、転記

電算申告される方以外は記入しないでください。

## 種類別明細書(減少資産用)記載方法

※この帳票は、すでに前年度までに申告していただいた資産が前年中に減少した場合に記入してください。

**平成〇〇年度**

**種類別明細書(減少資産用)**

品目番号	株主コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	所有者名		取除理由	
						前	後		
01	Z	冷凍庫	1	36011	2,000,000	有限会社太郎商会	有限会社太郎商会	1	
02	B	テレビ	1	4158	250,000	有限会社太郎商会	有限会社太郎商会	1	
03	B	陳列棚	1	412	250,000	有限会社太郎商会	有限会社太郎商会	1	
04									
05									
06									
07									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
<b>小計</b>						<b>2,500,000</b>			

13ページ償却資産申告書 取得価額の(口)欄へ、資産の種類ごとに集計し、転記

- ㊦ 減少の記入例……………前年中に昭和60年11月、2,000,000円で取得した冷凍庫を首里店(他市町村)へ移動したことにより減少した場合。
- ㊧ 一部減少の記入例……………前年中に平成15年8月、数量2台、600,000円で取得したテレビのうち1台250,000円を滅失した場合。
- ㊨ 減少の記入例……………平成元年2月、250,000円で取得した陳列棚を売却により減少した場合。



## 主な償却資産の耐用年数表

資産の種類	耐用年数	主な償却資産例	耐用年数	主な償却資産例		
1 構築物	3	簡易な可動間仕切り	12	エヤーカーテン・ドア自動開閉設備		
	6	蓄電池電源設備	13	冷暖房・ボイラー設備（冷凍機出力22kw以下のもの）		
	7	工場緑化施設	15	給排水・衛生・ガス設備 冷暖房・ボイラー設備（冷凍機出力22kw以上のもの）		
	8	消火・災害報知・格納式避難設備 アーケード・日よけ設備（金属製を除く）		コンクリート舗装路面 エスカレーター		
	10	店舗内装設備 アスファルト舗装路面	17	エレベーター		
		金属造の煙突・焼却炉・街路灯・ガードレール	20	広告用のもの（金属製） 庭園		
		広告用のもの（金属製を除く） すべり台等遊戯施設 通信ケーブル（光ファイバー製）	30	水泳プール		
2 機械・装置	4	デジタル印刷システム設備	9	通信業用設備 飲食料品小売業用設備		
	6	総合工事業用設備 放送業用設備		輸送用機械器具製造業用設備		
	7	農業用設備 製本業用設備	10	食料品製造業用設備 機械式駐車場		
		電気機械器具製造業用設備		飲食料品卸売業用設備		
	8	飲食店業用設備 計量証明業用設備	13	洗濯業、理容業、美容業、浴場業用設備		
		情報通信機械器具製造業用設備	15	自動車整備業用設備		
		映像、音声又は文字情報制作業用設備	17	太陽光発電設備		
5 車両・運搬具	2	自転車 リヤカー ショベルカー	5	ミニコンポ ゴルフカート グリーンモア		
	4	フォークリフト ダンプカー	6	コンバイン		
(注) 自動車税や軽自動車税が課税されているものは除きます						
6 工具・器具・備品	2	食事・厨房用品	食事又は厨房用品(陶磁器製・ガラス製)	6	冷暖房用機器 電気・ガス機器 電気冷蔵庫 電気洗濯機	
		看板・広告器具	マネキン人形 模型		家具・家庭用品	陳列だな 陳列ケース（冷凍冷蔵機付）
		娯楽・演劇用具	パチンコ器 その他球戯用具		事務・通信機器	インターホン及び放送用設備
		生物	観賞用魚類 植物（貸付業用）		医療機器	調剤機器 ファイバースコープ レントゲン(固定式) 機能回復訓練機器
	3	家具・家庭用品	じゅうたんその他床用敷物 カーテンその他繊維製品	7	容器及び金庫	大型コンテナ（長さ6m以上のもの） 血液透析・血しょう交換用機器
		看板・広告器具	看板 ネオンサイン 気球		医療機器	歯科診察用ユニット
		娯楽・演劇用具	スポーツ具			
	4	事務・通信機器	電子計算機（パソコン）	8	家具・家庭用品	応接セット（接客業用を除く） 陳列だな 陳列ケース（冷凍冷蔵機付を除く） ベッド 室内装飾品(金属製を除く) 事務机・いす・キャビネット(金属製を除く)
		医療機器	レントゲン(移動式) 消毒殺菌用機器			光学・写真製作機器
	5	生物	観賞用鳥類	10	医療機器	光学検査機器 (ファイバースコープを除く)
		家具・家庭用品	応接セット・家具（接客業用） ラジオ テレビ テープレコーダー		15	家具・家庭用品(金属製)
		事務・通信機器	ファクシミリ 複写機 計算機 レジスター タイムレコーダー 電子計算機（サーバー）	20		生物
		時計・測定機器	試験又は測量機器 度量衡器		容器及び金庫	金庫（手さげ金庫を除く）
		光学・写真製作機器	カメラ 複写機 望遠鏡			
		容器及び金庫	手さげ金庫			
		理容・美容機器	ドライヤー 理容・美容いす			
	医療機器	手術機器				
	娯楽・演劇用具	どんちょう及び幕 碁・将棋・麻雀その他遊戯具				
	その他	楽器 無人駐車管理装置 自動販売機				

※取得価額の算出方法・消費税の取扱いは、原則として法人税の取扱いと同じです。

※耐用年数、「残価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

①中古見積耐用年数：同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

②短縮耐用年数：法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数